

平成22年度における林業関係補助事業の実施要望を下記の要件等で調査いたします。

要望があれば国東市役所林業水産課または各総合支所地域産業課までご連絡ください。

ただし、申し込み箇所すべてが要望に沿えるものではないことをご了承ください。

申込期限

10月30日(金)まで必着で要望書等を提出してください。

問い合わせ

国東市役所林業水産課	☎0978-72-5198
国見総合支所地域産業課	☎0978-82-1113
武蔵総合支所地域産業課	☎0978-68-1970
安岐総合支所地域産業課	☎0978-67-1116

特用林産関係事業

1) 椎茸生産基盤整備総合対策事業

椎茸生産における一層の合理化、省力化、低コスト化を図るための生産諸基盤の整備と生産施設の近代化を図る事業です。(構成員3戸以上の協業体を設立することが必要です。)

①低コスト簡易作業路緊急整備事業

実施主体	森林組合・農業協同組合・知事が認める協業体
規格	幅員=2.0m以上、延長=1路線100m以上
用途	・椎茸原木や竹材等の搬出 ・椎茸ほだ場の造成・管理ほか
補助率	定額(県:400円/m 市:未定/m)
要件	・一路線の利用区域面積が0.3ha以上あること。 ・一路線の延長は100m以上とし、対象面積0.1ha当たりおおむね100mまでとする。

②生産基盤高度化緊急対策事業(椎茸生産施設)

実施主体	森林組合・農業協同組合・知事が認める協業体
対象	・重要施設:人工ほだ場、人工ほだ化施設、散水施設、ハウス ・その他施設:暖房機、浸水層、保冷库、自動植菌機、その他
補助率	補助率:県1/2以内 市1/4以上(重要施設) 県1/3以内 市1/6以上(その他施設)
規格	・散水施設を設置するほだ場の面積は、0.1ha以上(1,000㎡)とする。 ・人工ほだ場面積は、おおむね0.05ha以上(500㎡)とする。 ・古品、古材の使用は補助対象としない。

林道舗装工事補助事業(市単独)

3戸以上で構成された協業体が所有する既設の林業作業道等(利用幅員が2~3m)の整備(コンクリート舗装、補修等)に要する経費に補助する。

実施主体	構成員3戸以上の協業体
規格	幅員2~3m(コンクリート舗装、補修等) 舗装厚10.0cm
用途	・森林整備で間伐、保育で長期的に利用する路線 ・椎茸原木の搬出、竹材の生産等のための路線
補助率	補助対象経費(設計額)の45%以内
要件	国及び県の補助対象とならないものであること。
その他	設計額で20万円以上、200万円以下とする。(補助額で9万円以上、90万円以下)なお、上限を超える事業については全額自己負担とする。

2) 夢拓く椎茸経営支援事業

椎茸生産への新規参入者に対して、森林組合等の行う原木供給経費や椎茸農協等が貸し付ける生産資材の整備に要する経費に対して補助する事業です。

実施主体	森林組合・大分県椎茸農業協同組合・農業協同組合
要件	実施主体と契約の出来る新規参入者の要件 ・椎茸栽培に参入して3年未満の者 ・年齢60歳未満の者 ・年3万駒以上植菌する者 ・4年後にはおおむね10万駒以上植菌する者
用途	・原木供給経費 ・貸付生産資材費(チェーンソー、発電機、乾燥機、林内作業車など)
補助率	・補助率:県1/2以内 市1/4以上 ・1事業対象者あたり、100万円を上限とする。

3) 放置竹林整備事業

放置竹林において生産性の高い竹林へ誘導するための伐竹整備事業です。

実施主体	竹材業者等の組織する団体・森林組合・知事が認める協業体
対象	放置された竹林において、生産性の高い竹材へ誘導するための伐竹及びたけのこ生産のための伐竹
用途	伐竹整備に要する経費
補助率	補助率:県1/3以内 市1/6以上
要件	・現状が放置された竹林で、面積は1箇所0.3ha以上とする。 ・補助対象事業費は実行経費及び標準事業費のいずれか安い事業費とする。 ・全伐は認めないものとする。